

ペットは責任をもって飼いましょう！

9月・10月は「動物の飼い方マナーアップ強化期間」／9月20日～26日は「動物愛護週間」

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬や猫が、近隣住民の敷地にフンをしているなどの苦情が寄せられています。ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。マナーを守り、最期まで責任をもって飼いましょう。

【犬の飼い主の方へ】

- 散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。
- 飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけるようにしましょう。
- 生後91日以上の子犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- 死亡したとき、または飼い主や住所が変わったときは、届出が必要です。
- 迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

【猫の飼い主の方へ】

- 他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
- 繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- 迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

■野良猫へのエサやりはやめてください

無秩序な野良猫へのエサやり行為（置きエサ等）は、飼い主のいない猫を増やすだけでなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。



■ペットを捨ててはいけません

愛護動物を遺棄すると法により罰せられます。

■転居や病気、高齢等でペットを飼えなくなったら

親、兄弟、子どもや親戚等、身内の方に譲渡するか、ペットの里親を募集して飼い主を探しましょう。



■問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820 (79) 1012

マイナンバーカード時間外交付のご案内（事前予約制）

マイナンバーカードを申請され、交付通知書（ハガキ）が届いた方で、開庁時間内に窓口へお越しいただけない方に、時間外の受取窓口を開設します。予約制ですので、事前に電話で予約をお願いします。

■交付日時（下半期）

曜日・時間	日にち
毎月第2日曜日 午前9時～正午	10月9日、11月13日、12月11日、 令和5年1月8日、2月12日、3月12日
毎月第3水曜日 午後5時30分～6時45分	10月19日、11月16日、12月21日、 令和5年1月18日、2月15日、3月15日
毎月第4火曜日 午後5時30分～6時45分	10月25日、11月22日、12月27日、 令和5年1月24日、2月28日、3月28日



■交付場所 大島庁舎 大島総合支所窓口

■お持ちいただくもの 交付通知書、通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、本人確認書類

■予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

※受取希望日の3開庁日前までに予約をお願いします。

■予約連絡先 総務課 戸籍住基班 ☎ 0820 (74) 1010